

石神遺跡第16次調査出土木簡 釈文と解説

奈良文化財研究所 飛鳥藤原官跡発掘調査部

①(表)方原戸仕丁米一斗

(裏)「阿之乃皮尔之母」(別筆)

(168)×29×2 051 南北溝

※仕丁とは、みやこにおいて様々な官司(中央の役所)の雑役に従事した人々のことで、全国のサト(五十戸)もしくは「里」と表記から二名ずつ徴発され、各官司に配属されていました。「方原」は三川国穂評(後の参河国寶飯郡、現在の愛知県蒲郡市付近)にあったサトの名前で、仕丁の出身地の戸税制上の一世帯を表しているとみられます。「米一斗」は、食料として仕丁に支給された米の量でしょう。裏面は別筆で、「あしのはにしも」と万葉仮名で記されています。

②(表)

鳥取□二升桜井□二升一升□

青見□二升知利布二升 汗久皮ツ二升

(裏)加牟加皮手五升

神久□二升小麻田□二升

296×57×5 051 南北溝

※大型の帳簿木簡です。「地名」+「容量」を一単位とする項目が列記されています。

「鳥取」「桜井」「青見」「知利布」は三川国青見評(後の参河国碧海郡、現在の愛知県安城市・知立市付近)に存在したサトの名前です。「二升」は米の量でしょう。東大寺正倉院に伝わる奈良時代の文書からは、諸官司に配属されていた仕丁に対して、一日二升の米が支給されていたことが確認できます。この木簡は、三川国青見評の様々なサトから徴発されてきた仕丁に対して、食料米を支給する際の帳簿であると推定できます。

③(表)壬辰年九月□□日 三川国

(裏)高椅里 物部□乃井六斗

(210)×24×5 039 池状遺構

④ 壬辰年九月七日三川国鴨評□□

(199)×(12)×5 081 池状遺構

⑤(表)壬辰年九月廿四日万枯里長部大真

(裏)呂五斗

213×29×6 032 池状遺構

⑥ 鴨評万枯里物部稲都你米五斗

217×20×3 032 池状遺構

※③～⑥は四点とも米俵に付けられた荷札木簡です。③・④・⑤には壬辰年(持統六年、六九二年)九月の日付が記されています。地名はいずれも三川国鴨評(後の参河国賀茂郡、現在の愛知県豊田市付近)にあたりますので、同一の地域からほぼ同時に貢進された荷札がまとまって捨てられていることとなります。なお、③の「六斗」という容量は、仕丁に支給される食料米のちようど一ヶ月分に相当することから(二升×三十日＝六斗)、仕丁の生活費に充てるために貢進された米の可能性ががあります。

⑦(表)丙戌年□月十一日

(裏)大市部五十戸□□(人カ)

(100)×14×2 019 池状遺構

⑧(表)三川国青見評大市部五十戸人

(裏)大市部逆米六斗

195×23×3 032 池状遺構

※⑦・⑧は三川国青見評大市部五十戸(後の参河国碧海郡大市郷、現在の愛知県安城市付近)から貢進された荷札木簡です。⑦は丙戌年(朱鳥元年、六八六年)の年紀を記します。サトの表記は、天武十二年(六八三年)頃から「里」表記が出現しますが、この木簡はそれより遅い時期にも古い「五十戸」表記を用いています。

⑨ 己卯年十一月三野国可尔評

140×34×5 032 南北溝

⑩(表)己卯年八月十五日□

(裏)□□五十戸神人部□

(96)×32×2 039 南北溝

※⑨・⑩は己卯年(天武八年、六七八年)の年紀を記す荷札木簡です。⑨は三野国可尔評(後の美濃国可児郡、現在の岐阜県可児市付近)から貢進されたものです。

